

# 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 46 期 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで

2024 年 8 月 29 日作成（公衆縦覧の開始日）

---

監査法人名 Moore みらい 監査法人

---

所在地 東京都千代田区有楽町 1 丁目 5 番 2 号

---

代表者 理事長 代表社員 吉村 智明

---

## 一、業務の概況

### 1. 監査法人の目的及び沿革〔1〕

（目的） 当法人は、財務書類（電磁的記録を含む。）の監査又は証明の業務を行うことを目的とする。

当法人は、財務書類（電磁的記録を含む。）の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を行うことを目的とする。

（沿革）	1980年 2月 5日	至誠監査法人を中央区日本橋室町に設立
	1988年 3月23日	清新監査法人を中央区日本橋に設立
	1993年 4月 4日	Moore Global Network と提携
	2015年 1月 1日	清新監査法人が監査法人啓和会計事務所と合併
	2015年10月 1日	至誠監査法人と清新監査法人とが合併
	2020年 1月 1日	Moore 至誠監査法人に法人名変更
	2022年 7月 1日	きさらぎ監査法人と合併
		Moore みらい監査法人に法人名変更
	2023年 5月 8日	千代田区有楽町に本店移転

### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別〔2〕

無限責任監査法人

### 3. 業務の内容

#### （1）業務概要〔3〕

当法人は、社員 26 名、使用人 56 名及び非常勤職員 36 名で構成されており、監査証明業務として 123 社、非監査証明業務として 42 社に対して業務を実施しております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項〔4〕

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況〔5〕

2024年 6月30日現在(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	25社	24社
金商法監査	-	-
会社法監査	20社	1社
学校法人監査	2社	-
労働組合監査	1社	-
その他の法定監査	7社	1社
その他の任意監査	68社	-
計	123社	26社

(4) 非監査証明業務の状況〔6〕

(大会社等に対して行った業務)

受注業務に係る内部統制の保証業務、合意された手続、社債発行に係る引受事務幹事会社への書簡発行業務

(その他の会社等に行った業務)

合意された手続、財務書類以外の保証業務、内部統制構築支援等

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置〔7〕

経営の基本方針

当法人は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者等の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを経営の基本方針とする。

経営管理に関する措置

当法人は、監査事務所及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準(企業会計審議会、平成17年10月28日)」、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に準拠することとしている。

法令遵守に関する措置

当法人は、品質管理に関する諸規程を整備し、全ての専門要員に対して監査に関する法令及び規程を遵守することを求めている他、当法人の業務に関連する法

令等の違法行為又は違反する恐れのある行為に関する内外からの情報提供を受け付ける「通報窓口」として「監査ホットライン」を設置し、法令遵守（コンプライアンス）の確保に努めている。さらに、有価証券の売買と保有に関する規程を制定し、インサイダー取引防止の周知徹底を図っている。

## （２）業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置〔８〕

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

当法人は、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定め、毎年４月１日現在及び必要となる時点において全ての専門要員から独立性の確認書等入手するとともに、ネットワークファームの関与先への業務に独立性を阻害する要因がない事を確認している。

当法人は、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関して、方針及び手続を定める。

・大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付ける。

・監査業務の主要な担当者が長期間に亘って継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性を決定するに当たっては、主要な担当者が同一の監査業務に従事する期間だけでなく、社会的影響の程度も考慮した上で、当法人の方針に従って判断する。

### 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を定める。当法人が関与先との契約の新規の締結又は更新を行うのは、当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること 当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること 当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと、以上の全てを満たす場合に限定している。

### 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

#### ア．社員の報酬の決定に関する事項

監査業務の品質を最優先するということが当法人の方針であり、この方針を、社員の報酬及び昇進等の社員人事に関する方針及び手続に反映させることとしている。

#### イ．社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、採用、適正及び能力、評価・報酬及び昇進、専門要員の必要数の予測等の人事に関する方針及び手続を定める。

特に専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、当法人の実施する研修会等を通じて能力向上を図っている。

#### 業務の実施及びその審査

##### ア．専門的な見解の問合わせ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について、専門的な見解の問い合わせ窓口を設置し、専門的な見解の問い合わせを行い、合意された結論に従って対処することを基本的な方針としている。

##### イ．監査上の判断の相違の解決

当法人では、監査チームと審査担当者との間において監査上の判断の相違が識別される場合、専門的な見解の問合わせを実施することとしている。監査上の判断の相違が解決されない場合、監査責任者は品質管理担当責任者に対して、その監査上の判断の相違の解決を要請し、解決を図ることとしている。

##### ウ．監査証明業務に係る審査

当法人は、審査規則第5章(審査を実施しない場合)で定める場合を除き、全ての監査業務について審査を実施する。審査に関する方針及び手続は審査規則を定めている。当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降としている。

##### エ．監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況〔9〕

当法人は、監査ファイルの最終的な整理後の受払及び管理は、品質管理本部が行い、監査チームはアクセスできないこととする。なお、監査チームが監査ファイルの最終的な整理後に監査調書を閲覧する場合は、品質管理本部に申請書を提出し、品質管理本部の立会の下、閲覧する。

#### 業務の品質の管理の監視に関する措置

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセス(品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価を含む。この評価には、監査責任者ごとに少なくとも一定期

間ごとに一つの完了した監査業務の定期的な検証を含む。)を定める。

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人は、機能ごとに本部制組織としており、乃至 の実施に関する責任を各本部で明確にしている。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置〔10〕

監査業務の質を合理的に確保するために、監査業務の実施に当たっては監査マニュアルに従って監査手続書を作成し、監査業務を実施しております。社員は、各監査補助者の実施状況を常に監督し、監査調書等を査閲し、必要な指示を与えることとしております。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

2023年2月 品質管理レビュー

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認〔12〕

理事長は、日常的監視に関する報告、定期的検証に関する報告、審査に関する報告、社員会における業務執行の報告等を各担当社員より受け、当監査法人の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項〔13〕

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は監査法人の氏名又は名称

該当事項なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項なし

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項〔14〕

( 1 ) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Moore Global Network

( 2 ) 提携を開始した年月

1993年4月4日

( 3 ) 業務上の提携の内容

他国における監査業務等の依頼は、ネットワーク所属の会計事務所に対して優先的に紹介する。他国から日本に紹介が来る場合は、優先的に紹介される。但し、受嘱の可否についてはそれぞれの事務所の判断とする。

当監査法人はネットワーク名を用いた監査業務等の業務は日本の法令上の制約があるため行っておりません。

( 4 ) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

ネットワーク：世界 114 カ国の 227 会計事務所から成る会計ネットワーク。

取り決めの概要：

会計ネットワークの日本における独占的提携先であることを開示できる。

会計ネットワークの本部が規定する品質管理、職業倫理等の会計専門家としての基準を満たすことが求められる。

年会費の一部負担。

## 二、社員の概況〔15〕

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
25人	1人	26人

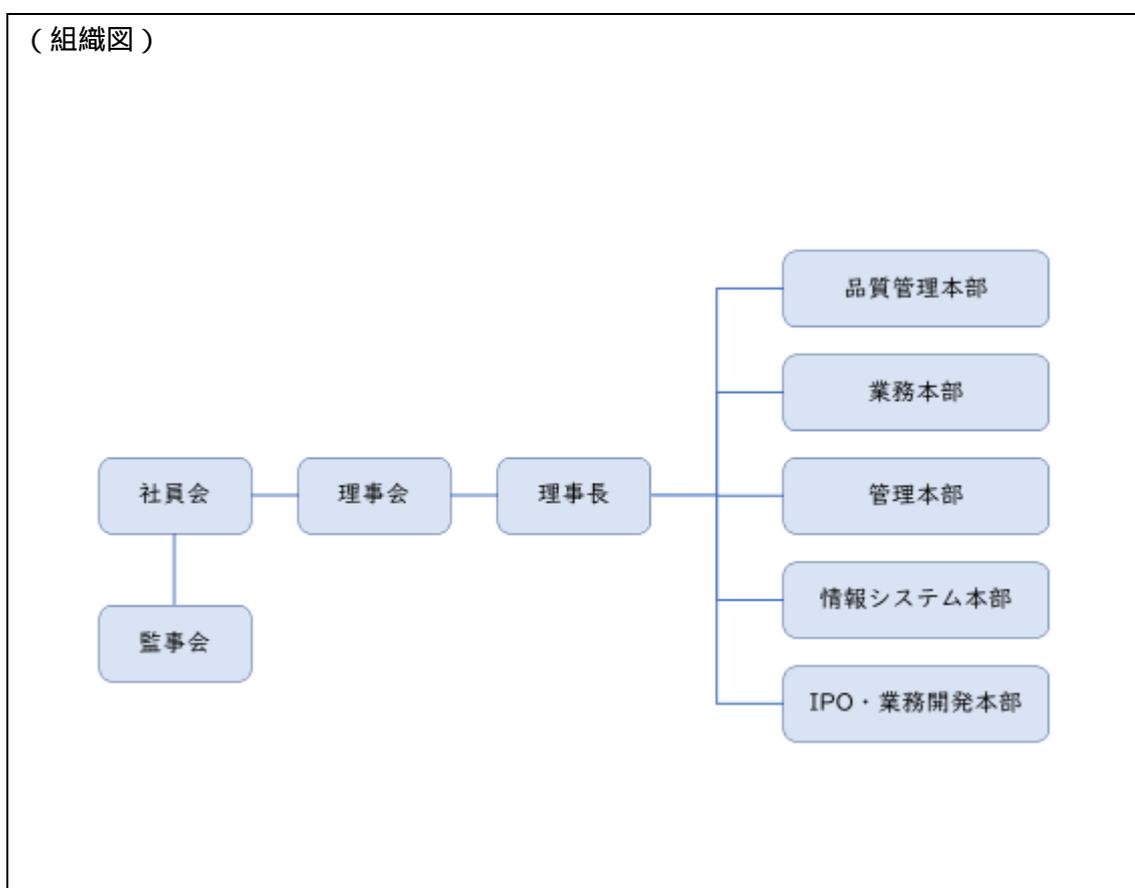
### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	法令および定款に定められた事項並びに経営の基本的な方針について重要事項の決議	25人	1人	26人
理事会	当監査法人の業務を円滑に運営するための機関	9人	-人	9人

### 三、事務所の概況〔16〕

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)	千代田区有楽町 1-5-2	25 人	1 人	26 人	66 人
(従)	該当なし				

### 四、監査法人の組織の概要〔17〕



### 五、財産の概況

#### 1. 売上高の総額〔18〕

(単位：千円)

	第 45 期 2022年7月1日～ 2023年6月30日	第 46 期 2023年7月1日～ 2024年6月30日

売上高		
監査証明業務	1,089,992	1,228,792
非監査証明業務	54,239	92,929
合 計	1,144,232	1,321,721

2. 直近の二会計年度の計算書類〔19〕

無限責任監査法人のため添付しない

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書〔20〕

無限責任監査法人のため添付しない

4. 供託金の額〔21〕

(単位:円)

公認会計士法施行令第25条に規定する 供託金の額	
供託所へ供託した供託金の額(金銭及び 有価証券の額)	
保証委託契約の契約金額	
有限責任監査法人責任保険契約のてん 補限度額(1事故/期間中)	

無限責任監査法人のため記載しない

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容〔22〕

引受けを 行う者の 商号又は名称	保険の種類	契約年月日	保険金の額 (てん補限度額) (1事故/期間中)

無限責任監査法人のため記載しない

六、被監査会社等(大会社等に限る)の名称〔23〕

株式会社中村屋  
株式会社 UEX  
日本ヒューム株式会社  
株式会社小林洋行  
株式会社オーバル  
株式会社リード  
株式会社 JFLA ホールディングス  
株式会社ストライダーズ

アビックス株式会社  
株式会社メディカルネット  
株式会社ニューテック  
株式会社 NATTY SWANKY ホールディングス  
株式会社マサル  
株式会社シンシア  
Green Earth Institute(株)  
(株)リベロ  
(株)ムサシ  
小池酸素工業(株)  
(株)YU-WA Creation Holdings  
(株)TWOSTONE & Sons  
株式会社いい生活  
富士急行株式会社  
株式会社東京會館  
ホッカンホールディングス株式会社  
富国生命保険相互会社  
フコクしんらい生命保険株式会社

(記載上の注意)

- [1] 監査法人の目的及び沿革(公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号。以下「施行規則」という。)第39条第1号イ)
- a 監査法人の目的については、当該会計年度末現在の定款に記載された目的を記載する。
  - b 監査法人の沿革については、監査法人の設立の経緯及び成立日(設立登記日)から当該会計年度末日までの間の名称の変更その他の重要な事項(主な合併、目的の変更、主たる事務所の移転、主要な関係会社の設立等)について簡潔に記載する
- [2] 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別(施行規則第39条第1号ロ)  
当該会計年度末現在で、無限責任監査法人又は有限責任監査法人(公認会計士法(昭和23年法律第103号。以下「法」という。)第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人をいう。以下同じ。)のいずれかであるかの別を記載する。
- [3] 業務概要(施行規則第39条第1号ハ(1))  
監査証明業務(公認会計士法第2条第1項の業務をいう。以下同じ。)非監査証明業務(法第2条第2項の業務をいう。以下同じ。)の状況について、概括的に記載する。
- [4] 新たに開始した業務その他の重要な事項(施行規則第39条第1号ハ(2))  
当該会計年度において開始した業務等特記すべき事項がある場合には、当該事項を記載する。  
また、記載すべき事項がない場合には、「該当事項なし。」などと記載することが望ましい。
- [5] 監査証明業務の状況(施行規則第39条第1号ニ(1))
- a 当該会計年度末現在における被監査会社等の数を、監査証明業務の根拠となる法令の区分ごとに記載する。なお、大会社等(法第24条の2に規定する「大会社等」をいう。以下同じ。)の数を記載する。
  - b この様式において「金商法・会社法監査」とは、金融商品取引法(以下「金商法」という。)及び会社法に基づく監査をいう。
  - c この様式において「金商法監査」とは、金商法に基づく監査で、金商法・会社法監査以外のものをいう。
  - d この様式において「会社法監査」とは、会社法第396条第1項に基づく監査で、金商法・会社法監査以外のものをいう。
  - e この様式において「学校法人監査」とは、私立学校振興助成法に基づく監査をいう。
  - f この様式において「労働組合監査」とは、労働組合法に基づく監査をいう。
  - g この様式において「その他の法定監査」とは、法律に基づく監査のうち、bからfまでに含まれない監査をいう。
  - h この様式において「その他の任意監査」とは、法律に基づかない監査をいう。
- [6] 非監査証明業務の状況(施行規則第39条第1号ニ(2))  
非監査証明業務について、大会社等に対して行った業務、その他の会社等に対して行った業務の状況について含めて記載する。
- [7] 業務の執行の適正を確保するための措置(施行規則第39条第1号ホ(1))  
業務の執行の適正を確保するための措置(経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む。)を記載する。
- [8] 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置(施行規則第39条第1号ホ(2))

業務の品質の管理の方針の策定（ 独立性の保持のための方針の策定（職業倫理及び独立性）  
監査契約の新規の締結及び更新、 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任（社員の報酬決定に関する事項、社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項を含む。） 業務の実施（専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違の解決、監査証明業務に係る審査を含む。）  
品質管理システムの監視を含む。）及びその実施に関する措置（その実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置を含む。）について記載する。

[9] 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

「監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の管理及び保存に係る留意事項（通知）」（2023年3月16日）を踏まえ、監査調書の電子化や監査調書の変更を防止するために行っている具体的な措置の状況に関して記載する。

[10] 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置（施行規則第39条第1号ホ(3)）

監査事務所が、品質管理のシステムの整備及び運用を行う場合、監査責任者以外の者が特定の監査業務の執行に不当な影響を及ぼすことのないようにする措置等を記載する。

[11] 直近において法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査を受けた年月（施行規則第39条第1号ホ(4)）

協会による「品質管理レビュー」を受けた年月（レビュー報告書交付年月）を記載する。法人が新設されたばかりや、大会社等へ監査を提供していないので品質管理レビューの対象外である等の理由で協会の調査を受けていない場合には、その旨を記載する。

[12] 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員1名による当該措置が適正であることの確認（施行規則第39条第1号ホ(5)）

施行規則第25条第2号ロに基づく措置（業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置）が適正である旨を、理事長などの監査事務所における最高経営責任者である監査事務所の品質管理のシステムに関する最終的な責任を持つ社員1名が確認した旨を記載する。

[13] 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項（施行規則第39条第1号へ）

a 公認会計士又は他の監査法人と業務上の提携を行っている場合には、その提携先の氏名又は名称、提携を開始した年月、提携の内容について記載する。

b 提携の内容については、例えば、研修会の開催、顧客の紹介など、業務提携の主な目的を具体的に記載する。

c 「公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府令第9号）附則第2条第1項の規定により、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和4年5月法律第41号）の施行日（令和5年4月1日）より前に開始した会計年度に係る説明書類については、なお従前の例によるとされているため、当該記載（以下の表の左欄）については、右欄の内容に置き換えて記載する。

施行日後	施行日前
------	------

公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第二十四条の四又は第三十四条の三十四の十三に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する次に掲げる事項	他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する次に掲げる事項
(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称	(1) 提携を行う当該他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称
(2) 当該業務上の提携を開始した年月	(2) 提携を開始した年月
(3) 当該業務上の提携の内	(3) 業務上の提携の内容

[14] 外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項（施行規則第 39 条第 1 号ト）

- a 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）との業務上の提携を行っている場合には、その提携先、提携を開始した年月、提携の内容について具体的に記載する。
- b ネットワークに属する場合（共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合）には、当該組織及び当該組織における取り決めの概要を記載する。

[15] 社員の概況

- a 当該会計年度末現在の、社員の数（公認会計士である社員及び特定社員の区分ごとの内訳を含む。）を記載する（施行規則第 39 条第 2 号イ）。
- b 監査法人の活動に係る重要な事項（業務の執行の適正を確保するための措置、業務の品質の管理の方針の策定、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置を含む。）に関する意思決定を社員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体の構成（当該合議体を構成する社員の数（公認会計士である社員及び特定社員の区分ごとの内訳（公認会計士である社員の占める割合は 100 分の 75 以上でなければならない。）を含む。）を含む。）を記載する（施行規則第 39 条第 2 号ロ）。

[16] 事務所の概況(施行規則第 39 条第 3 号)

- a 事務所が 2 以上あるときは、各事務所における概況をそれぞれ記載する。
- b 当該会計年度末現在で、勤務する社員の数（公認会計士である社員及び特定社員の区分ごとの内訳を含む。）及び公認会計士である使用人の数を記載する。

なお、従たる事務所を設ける場合には、当該事務所に社員が常駐しなければならないことに留意する（施行規則第 25 条第 7 号）。

[17] 監査法人の組織の概要(施行規則第 39 条第 4 号)

- a 組織図等がある場合にはこれを添付しても良い。
- b 「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(令和 5 (2023) 年 3 月 24 日改訂)の原則 3 に沿い、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能の確保を行っている場合には、当該確保の状況を含めて記載する。

[18] 売上高の総額（施行規則第 39 条第 5 号イ）

直近の 2 会計年度（直近会計年度の前会計年度の計算書類を作成していない場合は、直近の会計年度）の売上高（役務収益を含む。）の総額を、監査証明業務及び非監査証明業務の区分ごとに記載する。

[19] 直近の二会計年度の計算書類（施行規則第 39 条第 5 号ロ）

- a 計算書類を添付する。
- b 無限責任監査法人にあつては添付する必要はない。
- c 計算書類については、「監査法人の計算書類及び監査報告書の文例に関する研究報告」（2018 年 11 月 21 日）（日本公認会計士協会監査事務所情報開示検討プロジェクトチーム）が公表されている。

[20] 監査報告書（法第 34 条の 22、施行規則第 39 条第 5 号ハ）

- a 監査報告書を添付する。
- b 無限責任監査法人にあつては添付する必要はない。また、有限責任監査法人に該当する場合であっても、収益の額が 10 億円に満たないときには、添付する必要はない（公認会計士法施行令第 24 条）。
- c 直近の 2 会計年度の計算書類のうち移行会計年度の前会計年度のものに係る監査報告書の添付は要求されていないことから、添付する必要はない。

[21] 供託金の額（施行規則第 39 条第 5 号ニ）

- a 無限責任監査法人にあつては記載する必要はない。
- b 該当項目のみを記載すれば足りる。

[22] 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容（施行規則第 39 条第 5 号ホ）

- a 無限責任監査法人にあつては記載する必要はない。
- b 供託金の一部又は全部を代替している責任保険契約がある場合には記載する。
- c 供託金の一部又は全部を代替している責任保険契約がない場合には、記載する必要はない。

[23] 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称（施行規則第 39 条第 6 号）

- a 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称を記載する。
- b 会社数が多数の場合であつて、記載しきれないときは、当該書類に直接記載せず、別途リストを添付するか、又は参照先のリストが掲載されているウェブサイトの URLなどを記載する。  
なお、施行規則第 17 条第 1 項では、説明書類の公衆縦覧期間について、「年度又は会計年度経過後 3 月以内に開始し、当該年度又は当該会計年度の翌年度又は翌会計年度に係る縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しななければならない。」と定めているため、ある会計年度に係る「被監査会社等」の情報は、当該公衆縦覧期間に該当する間は保持しなければならないことに留意する。